**【発展問題】**

【問題1】公益法人は，教育や宗教などの公益を目的として設立された法人です。法人税法は，公益法人の営む公益を目的とした事業から発生した所得に対して法人税を課していません。その根拠を法人擬制説の観点から説明しなさい。

【解答例1】

　法人擬制説とは，法人は，個人株主の集合体であり，法人の所得は個人の所得であると捉えていますので，法人の所得に対する課税は所得税の前払であるとする考え方です。

　公益法人は，個人株主が存在しておらず，営利を目的とするものではありません。つまり，公益法人は，利益を得ても，個人株主は存在せず，個人株主が公益法人の活動から個人所得としての配当を受けることもありません。したがって，法人擬制説の観点から見ると，公益法人の営む公益を目的とした事業から発生した所得を所得税の前払としての法人税を課する対象にする必要がないからです。。

【問題2】税務会計において税務調整が必要な理由について，法人の利益と法人の課税所得の観点から説明しなさい。

【解答例2】

　法人の利益は，「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがって計算されます。一方，法人の課税所得は，法人税法の規定にしたがって計算されます。法人税法は，課税の公平や適正な税負担の調整などを目的とし，法人の課税所得の計算について「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがった計算とは異なる「別段の定め」を置いています。つまり，法人が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがって計算した利益は，必ずしも法人税法に定める課税所得の計算規定にしたがって計算されているわけではありません。その結果，法人の利益と法人の課税所得は一致しませんので，税務調整が必要になります。